

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業中の生徒指導・学習指導等への対応について

この度の臨時休業にあたり、保護者の皆様には趣旨をご理解いただき、学校と家庭が連携・協力して、この緊急事態を乗り越えることができるよう、よろしくお願いします。また、臨時休業期間中であっても、お子様が食事や起床・就寝等の基本的な生活習慣を乱すことがないように、家庭でもご指導・ご協力をお願いします。

記

1 学習指導について

- 1) 次年度への目標を持つとともに、休業中の具体的な計画を立て、規則的な生活を送りましょう。
- 2) 授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることがないように、自分に必要な学習課題を設定するとともに、休業中の課題に意欲的に取り組み学力の向上を図ること。

2 生徒指導について

- 1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を理解し、基本的に自宅で過ごす。
- 2) 事件・事故の未然防止に努め、生徒一人一人が、新年度に向けての準備や希望を描きながら充実した生活を送るように努める。

3 健康面について

- 1) 風邪やインフルエンザへの対策と同様に、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行う。
- 2) 臨時休業中は、人混みや繁華街への外出等、不要な外出を控える。
- 3) 免疫力を高めるために、バランスのよい食事、十分な睡眠、室内での運動の工夫など規則正しい生活を送る。
- 4) 感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認（検温等）を行う。
- 5) 適切な環境の保持のため、自宅でもこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。
- 6) 自宅待機中の健康観察を厳重に行い、下記のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。（会津保健福祉事務所 TEL 0242-29-5203）

① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合

（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

※ 基礎疾患がある児童生徒が上記の状態が2日続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- 7) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は速やかに家庭から学校へ連絡をお願いします。

4 部活動や対外的な交流イベントについて

- 1) 部活動及び対外的な交流イベントなど地域の児童生徒等が集まる行事、大会等へは参加しない。

5 その他

- 1) 臨時休業は、3月2日から19日であり、この期間のアルバイトや部活動は禁止です。